

西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程制定の件

西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程を次のように制定する。

令和3年3月10日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公用自動車（西宮市教育委員会公用自動車の使用に関する規程（令和2年西宮市教育委員会訓令第 号）第2条に規定する公用自動車をいう。以下同じ。）の安全運転管理に関して必要な事項を定める。

(安全運転管理者等の設置)

第2条 公用自動車に関する安全運転管理者及び副安全運転管理者は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、同表に定める者が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「総理府令」という。）第9条の9に規定する要件を備えていない場合には、その要件を備えるまでの間、別に教育長が定める者を安全運転管理者又は副安全運転管理者とする。

(安全運転管理者等の職務等)

第3条 安全運転管理者は、総理府令第9条の10に規定する事項を処理するとともに交通事故防止対策を講じ、事故防止に努めなければならない。

2 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助する。

3 安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号に規定する講習を受けなければならない。

(委員会の設置)

第4条 交通事故の防止対策、交通事故の原因調査その他の安全運転に関する

事項の協議を行うため安全運転推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、別表第2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 委員長が特に必要と認めた場合は、前項の委員のほか臨時に委員を置くことができる。

（委員長及び副委員長の職務）

第5条 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表するとともに会議を招集し、議事をつかさどる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

（関係者の意見徴収等）

第6条 委員会は、協議事項に関して意見及び事情を聴取するため関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

別表第1（第2条関係）

安全運転管理者等

安全運転管理者	副安全運転管理者	担当する公用自動車
教育総務課長	教育総務課係長	教育委員会の管理する公用自動車

別表第2（第4条関係）

安全運転推進委員会組織図

委員長	教育総括室長
副委員長	教育総務課長（安全運転管理者）
委員	教育総務課係長（副安全運転管理者）
委員	学校給食課長
委員	地域学校協働課
委員	青少年育成課
委員	学校保健安全課長
委員	教育研修課長
委員	西宮市立西宮養護学校長

付 則

この規程は、令和3年4月1日から実施する。

(参考)

○提案理由

教育委員会が所管する公用自動車について、教育委員会の状況に適合した公用自動車の安全運転管理に関する規程を設けるため。